

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二五
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 二五
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二五
- 計量器の定期検査を実施する件 二五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二五
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件二件 二五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件七件 二五
- 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二五
- 道路の区域を変更する件 二五
- 道路の供用を開始する件 二五
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 二五
- 調理師試験を実施する件 二五
- 製菓衛生師試験を実施する件 二五

告 示

福島県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	かぼちや薬局 飯寺店	事業所の所在地	会津若松市 門田町飯寺 村東六一 六一二五	事業者の名称	松下 敦	事業者の主たる事務所の所在地	会津若松市米代 二丁目二一九	指定年月日	平成三〇年 三月一四日	サービスの種類	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
--------	------------	---------	-----------------------	--------	------	----------------	----------------	-------	-------------	---------	---------------------------

（社会福祉課）

福島県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	特別養護老人ホーム ユーハイムはなわ	特別養護老人ホーム 藤井ハイムはなわ	東白川郡塙町伊香雪中妻 四一	社会福祉法人誠慈 茨城県常陸太田市新宿町一四二 七一三
変更後	ユーハイム居宅介護支援事業所	藤井ハイム居宅介護支援事業所	同	同

ユーハイムやみぞ訪問介護事業所	藤井ハイムやみぞ訪問介護事業所	東白川郡塙町伊香字中妻二九三	同	同
デイサービスセンターユーハイムはなわ	デイサービスセンター藤井ハイムはなわ	東白川郡塙町伊香字中妻 四二一	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
ケアステーション蓮	会津若松市栄町二一四レオクラブガーデンスクエア5F会津若松市ビジネスインキュベーターセンタースペース4	会津若松市大町一七七一二二キャッスルマンション会津若松一〇一号室	特定非営利活動法人いわき自立生活センター	いわき市中央台高久丁目三六一四
社会福祉法人矢祭町社会福祉協議会	東白川郡矢祭町東舘字南沢 五一二	東白川郡矢祭町小田川字春田一六一一	社会福祉法人矢祭町社会福祉協議会	東白川郡矢祭町中石井字御殿川原一

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二六日 午後一時三〇分から 午後四時まで	会津美里町新鶴公民館
同		六月二七日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	会津美里町高田体育館
同		六月二八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	会津美里町役場本郷庁舎
同		七月三日 午後一時三〇分から 午後四時まで	昭和村公民館
同		七月四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	大塩地区体育館
同		同 午後一時三〇分から 午後四時まで	金山町役場
河沼郡柳津町		七月五日 午前九時三〇分から	柳津町役場

大沼郡三島町	耶麻郡西会津町	河沼郡会津坂下町	右に掲げる町村
午前一一時三〇分まで	午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	午後三時から 午後四時まで	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの
同	同	同	同
三島町役場	三島町西方ふるさとセンター	旧奥川小学校 弥平四郎分校	福島県計量検定所
午後九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	七月一日 午前九時三〇分から 午後二時から 午後三時まで	七月一〇日 午後二時から 午後三時まで	七月一三日から八月一日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで
同	同	同	同
西会津町役場	会津坂下町役場 東分庁舎	同	同

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村及び同郡会津美里町	非自動ばかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
相馬市山上字縄谷一四六の一から一四六の三まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡楡葉町大字波倉字原一〇九の五(国有林)
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 二一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡楡葉町大字波倉字原一〇九の五(国有林)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町湯ノ花字真葛ヶ原庚一三六の三から庚一三六の八まで、庚一三六の三七
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町熨斗戸字塩沢二一七〇の二
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を鮫川村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
蛭田春吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(平成三十年福島県告示第百二十二号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によること。

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
耶麻郡猪苗代町長瀬地区
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百二十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部正弥 耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産区
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百二十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
耶麻郡長瀬村 耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産区 保証責任長瀬信用購買販買利用組合 秋山半次郎 山川初江
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百二十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産区 酒井平七 酒井平七 鈴木幸壽

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第百二十八号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小林仁吉 小林一広

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成三十年福島県告示第三百四十一号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

岩崎小八 山崎國美 渡部喜代三郎 渡部藤夫 五十嵐四郎 五十嵐四郎 吉田久弥 山崎喜江美 山崎國美

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成三十年福島県告示第三百四十二号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

星詔 星次男

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年福島県告示第四百四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

県道小埜 上郡山線	双葉郡橋葉町大字北田 字細内七八番一地从 ら 同 郡同 町大字井出 字浄光東二七番三六地 先まで	変更前	変更後
		A 五・八 一・一〇 一・二〇 一・二〇 一・二〇	A 五・八 一・一〇 一・二〇 一・二〇 一・二〇
		B 一・二〇 一・二〇 一・二〇 一・二〇	B 一・二〇 一・二〇 一・二〇 一・二〇
		二、二二六・〇	二、二二六・〇
		二、一一六・三	二、一一六・三

(道路計画課)

福島県告示第四百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建
 設事務所が平成三十年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小埜上郡山線	双葉郡橋葉町大字北田字下山根一 七番地先から 同 郡同 町大字井出字木屋四五 番一地从先まで	平成三〇年五月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第四百六十二号
 海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百三十六号)の一部を
 次のように改正する。
 平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

表15双葉浪江海岸郡山中野地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)
基点1 X一六二七七・三二五 Y一〇六四〇七・八一三の点
基点2 X一六二三七九・五二四 Y一〇六四一八・三七二の点

二 区域	郡山中野地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、 基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、 基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、 補助点1 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 補助点2 X一六二四二・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 補助点3 X一六二四〇・九〇七 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 補助点4 X一六二四〇・九〇七 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 補助点5 X一六二四〇・九〇七 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 補助点6 X一六二四〇・九〇七 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点31 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点30 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点29 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点28 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点27 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点26 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点25 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点24 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点23 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点22 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点21 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点20 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点19 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点18 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点17 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点16 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点15 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点14 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点13 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点12 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点11 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点10 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点9 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点8 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点7 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点6 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点5 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点4 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点3 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点2 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点 基点1 X一六二四五・一六五 Y一〇六四〇〇・五九〇の点
------	--

基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）

（河川計画課）

公 告

公告第百十号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成三
十年調理師試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 試験期日

平成三十年八月二十八日（火）午前十時三十分から午後零時三十分まで

二 試験場所

郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）

三 受付期間等

受験希望者は、平成三十年六月二十五日（月）から同年七月六日（金）まで（土曜
日及び日曜日を除く。）に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健
所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納
入すること（消印はしないこと。）。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわ
き市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。
（食品生活衛生課）

公告第百十一号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成三十
年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 試験期日

平成三十年八月二十八日（火）午前十時三十分から午後零時三十分まで

二 試験場所

郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）

三 受付期間等

受験希望者は、平成三十年六月二十五日（月）から同年七月六日（金）まで（土曜
日及び日曜日を除く。）に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健
所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納
入すること（消印はしないこと。）。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわ
き市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。
（食品生活衛生課）